

令和8年度ICTを活用した糖尿病重症化予防事業業務に係る回答書

令和8年5月22日(金)

| NO | 質問内容 | 回答(案) |
|----|---|--|
| 1 | <p>企画提案募集要領10(2)提出書類について</p> <p>企画提案書等の提出書類として、「エ、個人情報セキュリティ関連の資料の写し」とありますが、これは、6、の企画提案に応募できる者に必要な資格に関する事項(5)にあるプライバシーマーク及びISMSの認証の写しという理解であってまずでしょうか？</p> | <p>お見込みのとおりです。</p> |
| 2 | <p>公示書6(2)プライバシーマークについて</p> <p>プライバシーマーク付与事業者との記載がありますが、毎年外部機関からの審査・更新を行い「実態に即した運用」と「情報セキュリティマネジメント」を満たしている「ISO27001」および「JAPHICマーク」での代替参加は可能でしょうか。</p> | <p>本業務は、レセプト等の高度な機密性を有する情報を取り扱う業務であることから、参加資格要件として、公告に記載のとおり、プライバシーマーク付与事業者であり、かつISMSを取得していることを求めています。「ISO27001」はISMS要件に該当しますが、「JAPHICマーク」については、プライバシーマークとは制度及び審査基準が異なるため、本業務においては同等資格として取り扱わず、参加資格を満たさないものとします。</p> |
| 3 | <p>仕様書4 対象者リストの除外条件について</p> <p>「※別途、レセプト上、受診及び薬剤処方頻度が2か月以下、糖尿病透析予防指導管理料が加算されている方、がんや精神疾患など特定の疾病の治療中である者等、除外条件を定める。」と記載がありますが、除外条件に関しては、受注者側でも提案し協議の上除外基準を追加することは可能でしょうか。</p> | <p>対象及び除外条件については、対象医療機関及び対象市町村等の関係機関との協議により決定するものとします。</p> |
| 4 | <p>仕様書5(3)イ保健指導の実施期間について</p> <p>参加者の都合等により生活習慣改善プログラムの開始時期が遅れた場合、プログラム期間を6か月程度以下に短縮することは可能でしょうか。(例：4か月程度など)</p> | <p>保健指導期間は原則6か月程度としています。本人都合や災害等やむを得ない理由については考慮いたします。</p> |
| 5 | <p>仕様書5(3)イ保健指導の面談回数について</p> <p>保健指導の面談回数については何回を想定されていますか。</p> | <p>対象者の行動変容及び効果的な支援につながるよう、必要かつ適切な回数を御提案ください。</p> |
| 6 | <p>仕様書5(3)イ保健指導の報告書面について</p> <p>「保健指導実施月の翌月に指導内容を書面にて報告すること」について、報告に関しては所定の書式はありますか。</p> | <p>保健指導実施報告書の様式については、宮城県糖尿病性腎症重症化予防プログラムに掲載されている保健指導実施報告書を参考に作成してください。 URL : https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kensui/tounyoubyou_jyuusyokayabou.html</p> |
| 7 | <p>仕様書5(3)イ「FreeStyleリブレ2」について</p> <p>持続血糖測定器の使用については、保健指導参加者が使用に困らないように、保健指導開始後、面談担当者からの説明実施後に測定開始とすることは可能でしょうか。</p> | <p>測定開始時期については、対象者への効果的な支援につながるよう御提案ください。</p> |
| 8 | <p>仕様書5(3)イ「FreeStyleリブレ2」について</p> <p>皮膚に炎症が起きた場合や痛みが発生したなど、ご本人様の希望で、保健指導期間中の持続血糖測定器の利用が1回になることは許容いただけますでしょうか。</p> | <p>持続血糖測定器については、保健指導実施前後の2回の利用を想定しておりますが、本人の希望により継続利用が困難となった場合その他やむを得ない事情がある場合には、この限りではありません。</p> |
| 9 | <p>仕様書5(3)イ「FreeStyleリブレ2」の送付について</p> <p>一括して2回分の機器を送付することは可能でしょうか。 本機器は特性上、一定の割合で初期不良が発生するリスクがあります。事前に2回分の機器を一括送付しておくことで、万が一の不具合発生時も対象者が即座に2機目に切り替えられ、保健指導期間の遅延を未然に防げると考えます。</p> | <p>持続血糖測定器については、保健指導実施前後の2回の利用を想定しております。そのため、保健指導実施前後における持続血糖測定器の運用体制について御提案ください。</p> |